



平成30年度決算

熊野古道

三休月観月会

12/19 (木)

旧暦の11月23日、山から昇る下弦の月が、三つに見えるという熊野地方に伝わる「三休月の伝説」にちなんで観月会を開催します。中辺路のロマンあふれる月待も行事に是非ご参加ください。

◇時間：22時集合

◇集合場所：中辺路コミュニティセンター

◇観月場所：中辺路町潮見峠

◇料金：300円

◇申込み：12月16日（月）までに下記へお申し込みください。

※詳細は、中辺路町観光協会のホームページに掲載します。

◇問合せ

中辺路町観光協会（熊野古道館内） 電話番号 0739-64-1470

ホームページ：<http://www.nakahechi.jp/>



02 目次・特集「平成 30 年度決算」

08 トップニュース

田辺市文化賞の受賞者が決定しました／本人通知制度をご利用ください ほか

14 情報ボックス

（公財）小山育英会奨学生を募集します／缶短料理教室を開催します ほか

20 相談日程等

22 みんなの広場

26 みんなの彩時記

全国の方々が交流を深め、無事にねんりんピックが閉幕しました ほか



今月の表紙写真

今月の表紙は、現在カッパーク公園内に建設中の新武道館です。建設現場に入り、屋上で作業をしている様子を撮影しました。

紙面で使用するマーク等の説明

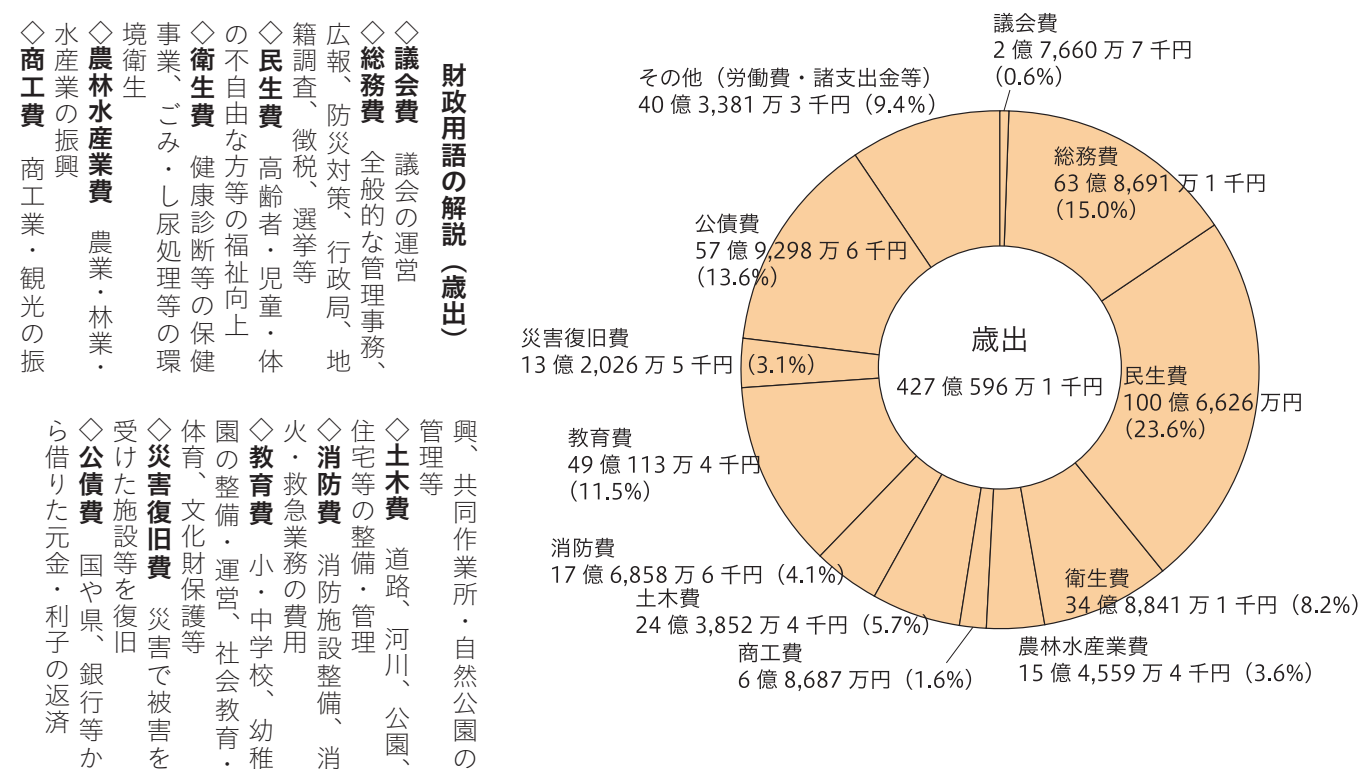
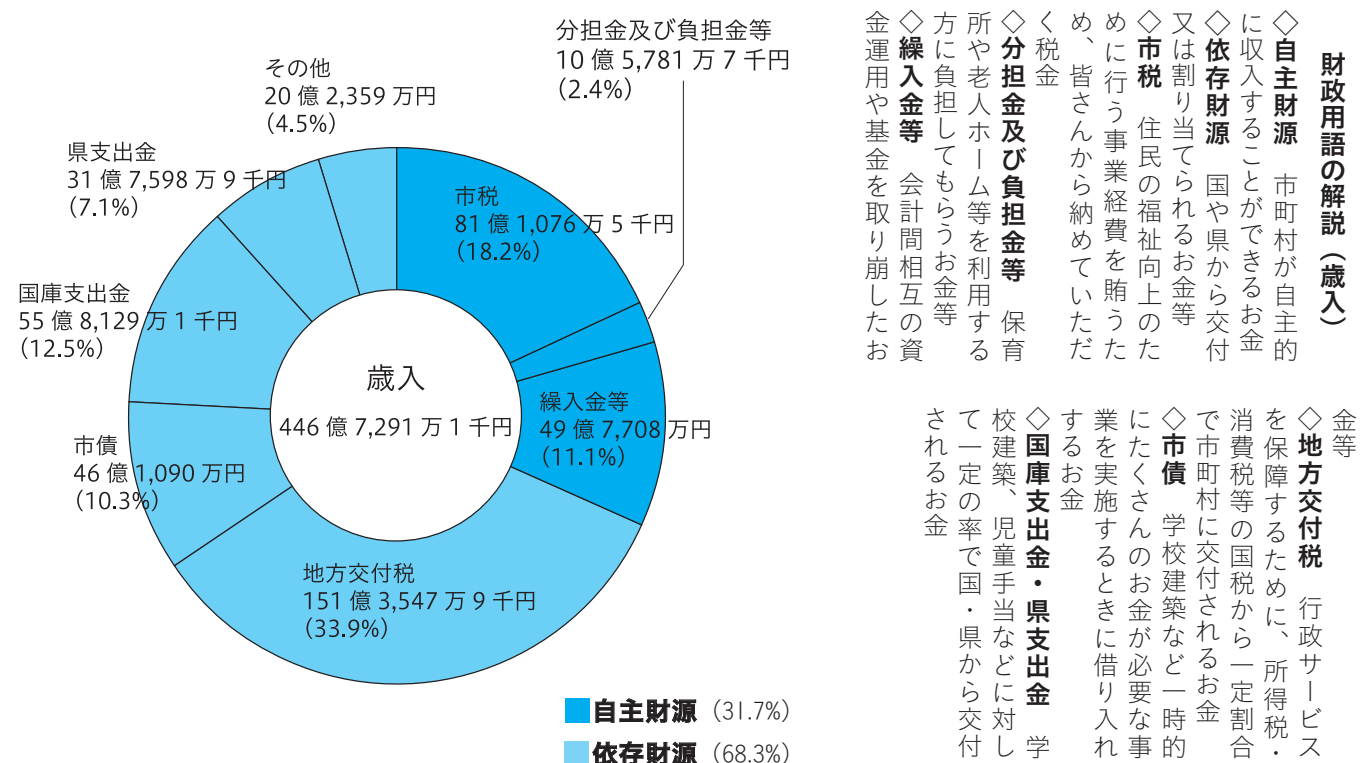
回…日付・期間	定員
時…時間	料金・費用
休…休館日	持ち物
場…場所	申込み・申請方法
集…集合	問合せ
内…内容	[消印]…消印有効
対…対象・参加資格等	[先着]…先着順

◇㊦マークには、振替休日等も含みます。
 ◇料金や申込み方法の記載のないものは、不要です。
 ◇市役所の開庁時間（申込み・問合せ等の受付を含む。）は、㊦を除く㊨～金の 8 時 30 分～ 17 時 15 分です。毎週㊤は、市民課・保険課・税務課の一部窓口を 19 時まで延長しています。
 ※今年度の年末年始の閉庁は、一部の業務を除き 12 月 28 日㊤～ 1 月 5 日㊦です。

一般会計



平成 30 年度の一般会計決算は、歳入総額が 446 億 7,291 万 1 千円、歳出総額が 427 億 596 万 1 千円となりました。歳入から歳出を差し引いた額は 19 億 6,695 万円で、そこから令和元年度に行う事業に充てる繰越金 2 億 6,955 万 4 千円を差し引いた実質収支は 16 億 9,739 万 6 千円の黒字となりました。



※平成 30 年度決算は、令和元年 12 月議会において、議決される予定です。





主な事業

まちづくりの指針である「第2次田辺市総合計画」に基づき、本市の活性化と市民の皆さん方の豊かな暮らしの実現に向け、各種事業を実施しました。

■総務費

- シティプロモーション事業・・・・・・・・・・1,619万6千円
- 津波避難タワー整備事業・・・・・・・・・・1億9,396万9千円
- 新庁舎整備事業・・・・・・・・・・1億1,895万6千円
- 地籍調査事業・・・・・・・・・・2億4,999万1千円

■民生費

- 保育所運営事業・・・・・・・・・・9億6,768万8千円
- 子ども医療費助成・・・・・・・・・・2億605万3千円
- 障害者福祉事業・・・・・・・・・・30億6,369万4千円
- 生活保護費給付・・・・・・・・・・14億7,092万9千円

■衛生費

- 公立紀南病院組合負担金・・・・・・・・・・10億6,170万6千円
- 予防事業（予防接種事業等）・・・・・・・・・・2億6,403万7千円
- 斎場建設事業・・・・・・・・・・3億5,714万3千円
- 一般廃棄物収集事業・・・・・・・・・・2億6,367万8千円

■農林水産業費

- 中山間地域等直接支払交付金・・・・・・・・・・2億9,984万6千円
- 有害鳥獣捕獲事業費補助金・・・・・・・・・・5,044万5千円
- みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会負担金・・1,018万2千円
- 林道新設改良事業・・・・・・・・・・2億8,580万4千円
- 海岸保全施設長寿命化計画策定事業・・・・・・・・・・960万1千円

■商工費

- 田辺市オフィス施設等整備事業費補助金・・・・・・・・・・2,489万2千円
- 観光施設整備事業（川湯公衆便所ほか）・・・・・・・・・・4,543万2千円
- 田辺観光戦略推進事業・・・・・・・・・・3,550万円
- 熊野本宮大社創建二千五十年奉祝記念事業費補助金・・400万円
- 闘雞神社創建千六百年記念事業費補助金・・・・・・・・・・200万円

■土木費

- 道路新設改良事業・・・・・・・・・・4億1,828万9千円
- 不良空家等除却補助金・・・・・・・・・・1,267万7千円
- 景観まちづくり刷新事業・・・・・・・・・・5億237万8千円
- 扇ヶ浜公園整備事業（武道館建設）・・・・・・・・・・2億211万9千円

■消防費

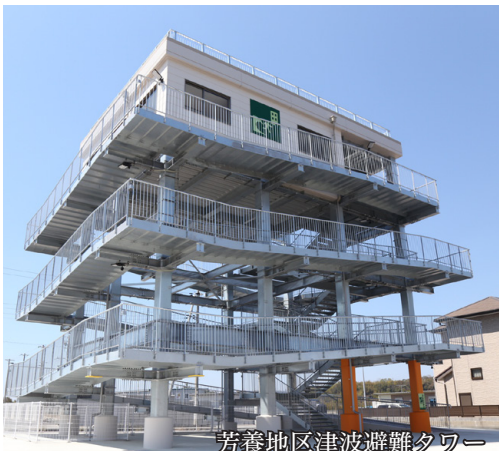
- 常備消防用車両購入（高規格救急車）・・・・・・・・・・2,791万3千円
- 消防団用車両購入（消防ポンプ自動車ほか）・・・・・・・・・・3,516万5千円
- 消防団車庫建築事業（請川分団・栗栖川分団）・・・・・・・・・・6,822万3千円

■教育費

- 大坊小学校建築事業・・・・・・・・・・3億7,537万2千円
- 三里小学校建築事業・・・・・・・・・・7億2,575万円
- 中学校空調設備整備事業・・・・・・・・・・9,930万4千円
- 児童館耐震改修事業（末広児童館・天神児童館）・・・・・・・・・・2億5,247万2千円
- 体育施設整備事業（田辺スポーツパーク野球場防球ネット）・・・・1億8,080万5千円

■災害復旧費

- 農林施設災害復旧費・・・・・・・・・・4億884万1千円
- 公共土木施設災害復旧費・・・・・・・・・・6億7,671万円



芳養地区津波避難タワー



三里小学校



消防ポンプ自動車

寄附金

平成30年度にいただいたふるさと田辺応援寄附金等の寄附金は、9,287万3千円で、各種事業の財源として活用しました。

区分	寄附金額
ふるさと田辺応援寄附金	7,080万5千円
その他寄附金	2,206万8千円
合計	9,287万3千円

特別会計

特別会計は、一般会計とは別に、特定の目的のために設けている会計で、その目的以外にお金を使うことはありません。平成30年度の各特別会計決算は下表のとおりですが、実質収支額に不足が生じた特別会計については、地方自治法施行令に基づき、出納整理期間中（令和元年5月31日まで）に、令和元年度の歳入を繰り上げて平成30年度の歳入に充用しています。

会計名		歳入	歳出	実質収支額
国民健康保険事業	事業勘定	100億4,020万7千円	97億9,414万4千円	2億4,606万3千円
	直営診療施設勘定	2,365万4千円	2,303万6千円	61万8千円
	小計	100億6,386万1千円	98億1,718万円	2億4,668万1千円
後期高齢者医療		18億7,178万9千円	18億6,624万2千円	554万7千円
介護保険		90億5,115万4千円	89億9,684万5千円	5,430万9千円
分譲宅地造成事業		8,919万2千円	75万円	8,844万2千円
同和対策住宅資金等貸付事業		938万8千円	4億9,635万2千円	△4億8,694万4千円
農業集落排水事業		3億6,955万3千円	3億6,849万8千円	105万5千円
林業集落排水事業		1,397万4千円	1,342万2千円	55万2千円
漁業集落排水事業		7,524万円	7,503万2千円	20万8千円
特定環境保全公共下水道事業		6,383万円	6,367万4千円	15万6千円
戸別排水処理事業		633万4千円	582万6千円	50万8千円
診療所事業		3億775万9千円	3億588万5千円	187万4千円
駐車場事業		4,882万4千円	3億6,493万2千円	△3億1,610万8千円
木材加工事業		2億3,820万1千円	2億4,342万2千円	△522万1千円
四村川財産区		3,953万8千円	3,322万9千円	630万9千円

基金残高

基金は、自治体の貯金に当たるものです。市では、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金や市債償還の財源に充てるための減債基金など全30の基金を設けています。

平成30年度末現在高は前年度に比べ769万3千円減の240億9,342万9千円となっています。

基金名	平成30年度末残高
財政調整基金	35億6,415万3千円
減債基金	93億2,487万5千円
その他特定目的基金	102億2,214万7千円
一般会計計	231億1,117万5千円
特別会計	9億8,225万4千円
合計	240億9,342万9千円

市債残高

市債は、道路整備などの事業実施に当たり借り入れるお金です。

平成30年度末残高は前年度に比べ44億3,269万9千円減の527億9,339万5千円となっており、このうち393億5,573万4千円（74.5%）は、後年度に国から普通交付税として交付されます。

会計名	平成30年度末残高
一般会計	501億4,373万9千円
特別会計	26億4,965万6千円
合計	527億9,339万5千円



財政健全化判断比率・資金不足比率

財政健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全性を表す指標で、資金不足比率は、水道事業や下水道事業など、公営企業会計の経営の健全性を表す指標です。

毎年度決算時にこれらの比率を算出し、財政健全化判断比率が早期健全化基準以上の場合は「財政健全化計画」を、資金不足比率が経営健全化基準以上の場合は「経営健全化計画」を策定し、健全化に取り組むことになります。

平成30年度決算により算出した比率については、前年度に引き続き基準を超えるものではありませんでした。

区分		平成30年度比率	健全化の基準
財政健全化判断比率	■実質赤字比率 一般会計等（普通会計）に赤字がどれくらいあるかを表す指標。	－ （赤字なし）	12.19% （早期健全化基準）
	■連結実質赤字比率 特別会計や公営企業会計等を含めた全ての会計で赤字がどれくらいあるかを表す指標。	－ （赤字なし）	17.19% （早期健全化基準）
	■実質公債費比率 公債費（借入金の返済額）や公営企業の公債費に充てるための繰出金など、実質的な公債費相当額がどれくらいあるかを表す指標。	8.1%	25.0% （早期健全化基準）
	■将来負担比率 市債残高や契約等によって今後負担しなければならないものなど、将来負担すべき実質的な負債がどれくらいあるかを表す指標。	－ （算出なし）	350.0% （早期健全化基準）
資金不足比率	公営企業会計単位で、資金不足額がどれくらいあるかを表す指標。 対象の会計は以下のとおりです。 ①水道事業会計 ②農業集落排水事業特別会計 ③林業集落排水事業特別会計 ④漁業集落排水事業特別会計 ⑤特定環境保全公共下水道事業特別会計 ⑥戸別排水処理事業特別会計 ⑦分譲宅地造成事業特別会計	－ （全ての会計で資金不足なし）	20.0% （経営健全化基準）

健全な財政運営を維持するため、今後も効率的・効果的な財政運営を

平成30年度決算では、一般財源の標準的な規模に占める実質的な公債費の割合を示した実質公債費比率は8.1%（前年度比＋0.2ポイント）、財政の弾力性を示した経常収支比率は96.1%（前年度比＋0.5ポイント）と、前年度に比べともに上昇しました。しかし、財政健全化判断比率・資金不足比率は、健全化基準を超えておらず、財政運営の健全性は維持できています。

本市では、経費の節減・合理化をはじめとする行財政改革に取り組んでいますが、税収の伸び悩み等による自主財源の確保は依然厳しく、また今後、普通交付税の減少が見込まれることから、本市の財政を取り巻く状況は厳しくなることが予測されます。

さらに、社会保障費の増加や多額の公債費負担に加え、産業振興、防災・減災対策など多くの財政需要が見込まれるほか、新庁舎の整備や広域廃棄物最終処分場など大型事業の着実な推進が求められています。

こうしたことから、引き続き税収等の財源確保をはじめ、徹底した経費の節減・合理化に努めるなど、効率的・効果的な財政運営に努めます。

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途状況

平成26年4月1日より、消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収（地方消費税交付金を含む。）については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」と地方税法に明記されています。

平成30年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途状況については、次のとおりです。

■歳入
地方消費税交付金（社会保障財源化分）……5億6,018万5千円
■歳出
社会保障施策に要する経費……140億5,373万2千円

区分	事業費	財源			主な事業
		特定財源	一般財源		
			地方消費税交付金の 社会保障財源分	その他	
社会福祉	91 億 5,858 万 7 千円	53 億 9,169 万 4 千円	2 億 6,296 万 5 千円	35 億 392 万 8 千円	生活保護扶助費
					障害者福祉扶助費
					施設型給付費負担金 (保育所等運営費負担金)
					児童手当及び児童扶養手当 養護老人ホーム措置費
社会保険	34 億 7,141 万 5 千円	6 億 2,203 万 3 千円	1 億 9,891 万 4 千円	26 億 5,046 万 8 千円	国民健康保険事業特別 会計繰出金
					介護保険特別会計繰出金
					後期高齢者医療特別会 計繰出金
保健衛生	14 億 2,373 万円	1,552 万 4 千円	9,830 万 6 千円	13 億 990 万円	予防接種事業
					妊婦健診事業
					がん検診事業
合計	140 億 5,373 万 2 千円	60 億 2,951 万 1 千円	5 億 6,018 万 5 千円	74 億 6,429 万 6 千円	

※地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分し充当しています。

目的税の使途状況

租税の中で、一定の政策目的を達成するために使途を限定して課税されるものを目的税と言い、本市では、都市計画税と入湯税があります。これらの平成30年度決算における使途状況については、下表のとおりです。

都市計画税（収入額：3億4,527万2千円）				
区分		事業費	充当額	主な事業
都市計画事業	街路	81万8千円	1千円	外環状線整備事業
	公園	2億211万9千円	634万7千円	扇ヶ浜公園整備事業
	小計	2億293万7千円	634万8千円	
地方債償還額		5億8,410万6千円	3億3,892万4千円	都市計画事業等で借り入れた市債の償還
合計		7億8,704万3千円	3億4,527万2千円	

入湯税（収入額：4,669万3千円）			
区分	事業費	充当額	主な事業
環境衛生施設の整備	8,998万4千円	2,013万3千円	合併処理浄化槽設置補助
消防施設等の整備	1億4,555万8千円	248万3千円	防火水槽及び消防用車両の購入ほか消防施設整備事業
観光振興	4,957万6千円	2,407万7千円	観光協会補助金、弁慶まつり補助金ほか観光振興対策
合計	2億8,511万8千円	4,669万3千円	

個人住民税の特別徴収の実施と令和2年度【令和元年（平成31年）分】給与支払報告書の提出について

問合せ 税務課 市民税係（☎ 0739-26-9920）



個人住民税の特別徴収を実施します

■個人住民税の特別徴収とは？

事業所（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、従業員の方（給与所得者。正規雇用だけでなく、非正規雇用も含む）が納めるべき個人住民税を毎月の給与の支払時に徴収（天引き）し、市区町村に納入していただく制度です。

■どのような場合に特別徴収義務者になるのでしょうか？

地方税法の定めにより、所得税の源泉徴収義務者である場合は、個人住民税についても特別徴収の義務があります。

ただし、次の場合は普通徴収（従業員の方が自分で納付）とすることができず、

- ◇退職者又は退職予定者（5月末日まで）
- ◇給与支給額が少なく、個人住民税額を引ききれない
- ◇給与の支払が不定期（毎月支給されていない）
- ◇他の事業所で特別徴収されている（乙欄）

※普通徴収とする場合は、給与支払報告書と一緒に「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」を必

ず提出してください。また、該当する従業員の方の個人別明細書の「摘要」欄に普通徴収に該当する理由を記載してください。

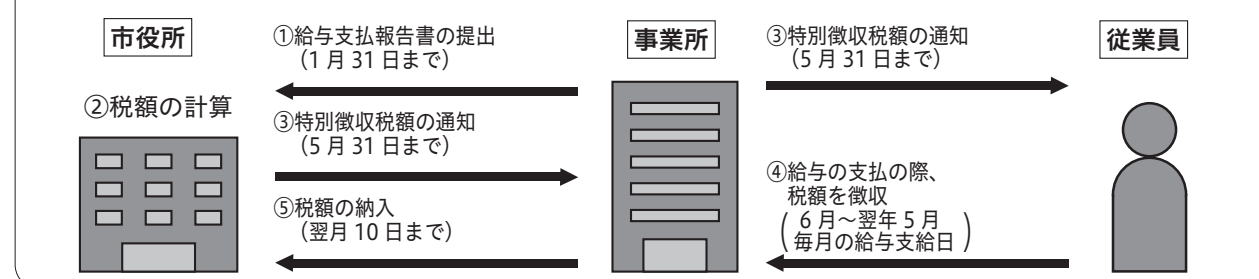
■特別徴収のメリット

従業員の方にとっては、毎月給与から徴収されるため、わざわざ金融機関へ納税に向く手間を省くことができます。また、普通徴収は年4回払いに對して、特別徴収の場合は、1年分の税額を12回に分けるため、1回当たりの納付額が少なくなります。

事業所にとっては、従業員の方それぞれの個人住民税額は、市区町村で計算しお知らせしますので、所得税のように年末調整をするなどの手間がかりません。

※住民税をはじめとする地方税は、皆さんの身近な行政サービスに使われています。適正な課税事務の遂行のため、なお一層のご理解とご協力をよろしくお願いします。

■特別徴収の仕組み



※従業員の方が常時10名未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。
※令和元年10月より地方税共通納税システム（電子納税）により、納入することができます。

令和2年度（令和元年（平成31年）分）給与支払報告書を提出してください

■提出期限 令和2年1月31日（金）

■提出先 令和2年1月1日現在における従業員の方の住所地の市区町村です。市の場合は、左記又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）へ直接お持ちいただくか、左記へ郵送してください。

【個人事業主の方が提出する場合は、事業主ご本人の個人番号と本人確認の書類が必要となります】

■番号確認及び本人確認を行う時に使用する書類の例

- ◇個人番号カード（番号確認＋本人確認）
- ◇通知カード等（番号確認）＋運転免許証、公的医療保険の被保険者証等（本人確認）

※代理人が提出される場合は、事業主ご本人の個人番号が確認できる書類（写しでも可）と代理人の確認書類（税務代理権限証書・税理士証票等）が必要となります。

■受付場所 税務課 市民税係（本庁舎2階）

〒646-8545 新屋敷町1

田辺市文化賞の受賞者が決定しました

問合せ 秘書課 秘書係（☎ 0739-26-9910）



略歴

昭和9年 西牟婁郡近野村（現中辺路町）生まれ
昭和21年 近野国民学校 卒業
昭和27年 田辺市内の桶職人の下に弟子入り
昭和40年 製材会社に勤務
平成6年 製材会社を定年退職後、郷里の実家で工房「桶濱」を開設

平成27年 公益社団法人 国土緑化推進機構「森の名手・名人」認定
平成27年 第2回OVER 60 全国スマイルコンテスト 男性の部グランプリ
平成30年 和歌山県名匠表彰



まつもと はまじ 松本 濱次氏

田辺市文化賞受賞コメント〈原文〉

今回の田辺市文化賞の連絡をいただき、素晴らしい業績をお持ちの方がいらっしゃるなか、私どもでいいのかとの思いもありました。

桶職人として多少ながらもお役に立つことが出来ているのであれば幸せで、皆様に感謝の気持ちでいっぱいです。桶づくりに「正直（しょうじき）」という作業があります。この作業を怠ると、完成した後に水を入ると漏れてしまいます。言葉のとおり「きっちり」と「ていねい」に仕上げることが「正直」ということです。

この受賞を励みに、これからもこの「正直」を繰り返し、繰り返し、身体が続く限り桶を製作していきたいと思います。

最後に、この賞をいただく事になりましたことを深く感謝する次第です。ありがとうございました。

【受賞者の紹介】

昭和9年、西牟婁郡近野村（現在の田辺市中辺路町）に生まれる。18歳の頃、父の勧めにより田辺市街で営む同郷出身の桶職人の下に弟子入りし、修行を積む。師匠の下で技術に磨きをかけ、当時市内に数ある桶屋とともに、主な取引先であった大阪へ桶を納品する多忙な日を送る。

昭和40年代の高度成長期に入ると、安価なプラスチック製品が市場に回り、桶職人の仕事は減少。このため、桶作りから離れ、市内の製材会社で製材業に従事。定年により製材会社を退職後、中辺路町野中の実家に戻った際、古い桶の修理を頼まれ、その桶が師匠の大正13年の作であったことから運命的なものを感じ、「桶濱」の屋号で桶作りを再開。厳しい修行の中で身に付けた技術は20年余りのブランクをもとめせず、以来、20年以上の長きにわたり製作に励んでいる。

桶作りの一つに、「樽」と呼ばれる板を一枚一枚組み合わせる

「正直」という工程があり、桶作りの良し悪しを決定するもので、独特の鉋を用い、長年の感覚に裏打ちされたミリ単位で木を削る作業は実に精緻で根気のいる作業である。材料には、熊野地方で切り出された杉材を用い、一つ一つを丁寧に仕上げる氏の桶は、木の香りとともに、手作りならではの温かさと木ならではの優しさを醸し出している。

また、マスコミでも紹介される中、地元カメラマンが「桶濱」で作業する氏の笑顔を捉えた写真が、第2回OVER 60 全国スマイルコンテストで、全国1645名の応募作品の中から「男性の部」で見事にグランプリを受賞。

現在は、貴重な桶職人として、桶作りのほか、桶作りを学ぼうとする方や遠方から持ち込まれた桶の修理なども気安く受けており、80歳を超えて今なお精進しようとするその真摯な姿勢と心意気は県内外から信頼を得ており、古から育んできた木の文化、和の文化を今に伝える功績は大きい。

市では、昭和45年に創設した「田辺市文化賞」の制度を継承し、毎年、この時期に市の文化（学術、芸術、体育、生活文化等）の発展に貢献された方に本賞を贈り、その功績をたたえております。

創設から50回目という節目を迎えた本年は、熊野で産出される香り高い杉材を用い、桶職人として伝統の技法を長年にわたり守り続けながら、古から育んできた木の文化、和の文化を今に伝える、松本濱次氏に本賞をお贈りすることに決定しました。

年末・年始の清掃等は計画的に

問合せ 下記参照

市ごみ処理場の 搬入日程	家庭ごみ及び 事業系ごみ
12月22日⑩	9時30分～15時30分 (事業系ごみは搬入できません)
12月23日⑩～30日⑩	8時30分～16時
12月31日⑩～ 令和2年1月5日⑩	搬入できません

各行政局の 搬入日程	家庭ごみ	事業系ごみ
12月22日⑩	9時～12時	搬入 できません
12月23日⑩～27日⑩	8時30分～16時	
12月28日⑩～ 令和2年1月5日⑩	搬入できません	

※自己搬入については、有料です。詳しくは、「ごみ収集カレンダー」をご参照ください。



年末・年始のごみの自己搬入について

年末は市ごみ処理場、各行政局への自己搬入が増え、混雑が予想されます。年末の掃除などは計画的に行い、できるだけ定期収集日にごみを出していただきますようお願いいたします。市ごみ処理場及び各行政局への年末・年始のごみ搬入日程は

左表のとおりです。
■古紙ステーション・資源類回収ボックスについて
本庁舎、市民総合センター、各行政局、連絡所等に設置している古紙ステーション・資源類回収ボックスは、12月28日⑩、令和2年1月5日⑩まで、搬入できませんのでご注意ください。

■大塔・中辺路行政局管内に住まいの方々へ

上大中クリーンセンターへ自己搬入（燃えるごみのみ）される場合は、事前に行政局で処理手数料の納入手続を済ませてください。行政局での受付時間は、12月27日⑩の16時までです。ので、ご注意ください。

上大中クリーンセンターの 搬入日程	受け入れ時間
12月27日⑩	8時30分～16時
12月28日⑩	8時～9時
12月30日⑩	8時30分～12時
令和2年1月4日⑩	8時～9時

⑩ごみの自己搬入について
廃棄物処理課施設業務係
☎0739(24)6218



年末年始は、トイレ（し尿、浄化槽汚泥）のくみ取りが混み合いますので、計画的に市の許可を受けた清掃業者へ依頼してください。
詳しくは、左記へお問い合わせください。
☎0739(24)6218
◇各行政局 住民福祉課
19ページ参照

し尿くみ取り・浄化槽の清掃はお早め

本人通知制度をご利用ください

問合せ 下記参照



■本人通知制度とは

事前に登録された方の戸籍謄本や住民票の写し等を、本人以外の方（本人の代理人又は代理人以外の方。公用請求を除く。）に交付した場合に、交付の事実をお知らせする制度です。ただし、交付を差し止めるものではありません。

■本人通知制度の効果

登録された方には、本人以外から交付請求があった場合に通知が行われ、不正な請求の判明につながります。

本制度により通知を受けることで不正発覚につながるなど、不正請求の防止効果が見込まれます。

■登録できる方

市に住民票や戸籍がある方（過去にあった方も登録できます。）

■申請方法

申請書に必要事項をご記入の上、本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・旅券等）の提示とともに下記へ提出してください。申請書は、下記に設置しているほか、ホームページからも取得できます。

また、やむを得ない理由で自ら手続ができない方は、郵送や

代理人による申請ができます。詳しくは左記へお問い合わせください。

■対象となる証明書

◇住民票の写し（除票を含む。）
◇住民票に記載をした事項に関する証明書
◇戸籍の附票の写し（除附票を含む。）
◇戸籍謄本及び戸籍抄本（除籍、改製原戸籍を含む。）
◇戸籍に記載した事項に関する証明書

■通知の内容

◇交付年月日
◇請求者の種別（本人の代理人・第三者）
◇交付した書類の種別
◇交付通数

※交付した代理人や第三者等の氏名・住所等は通知されません。その他、詳しくは、左記及び各行政局住民福祉課（19ページ参照）までお問い合わせください。

☎0739(26)9923
☎0739(26)9923
http://www.city.tanabe.lg.jp/shimin/index.html

※戸籍謄本等の交付を制限するものではありません。

制度のイメージ

第三者



田辺市役所



① Aさんの戸籍・住民票等を請求

② Aさんの戸籍・住民票等を交付

③通知

Aさん



登録していない場合（通知なし）

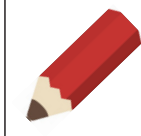
事前登録をしていない場合、通知は行いません。

登録した場合（通知あり）

登録者には、第三者に戸籍・住民票等を交付した事実を通知します。

全国学力・学習状況調査が行われました

問合せ 学校教育課 指導係 (☎ 0739-26-9942)



4月18日に、小学6年生・中学3年生を対象とし、国語と算数/数学、英語（中学生）から構成された全国学力・学習状況調査が行われました。詳しくは、ホームページに掲載しています。

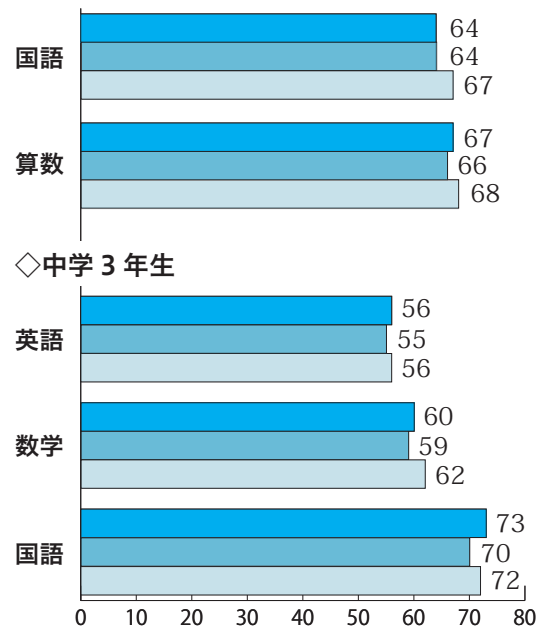
☐ <http://www.city.tanabe.lg.jp/gakkou/index.html>

■学力調査の結果から

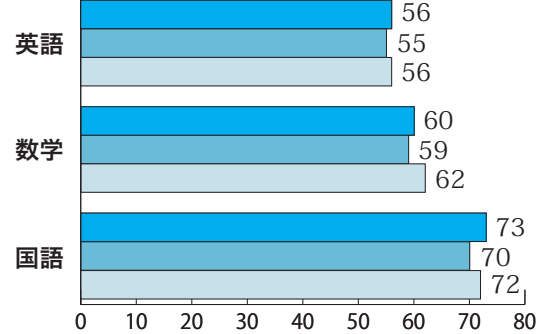
・科目別平均点

■ 全国 ■ 和歌山県 ■ 田辺市

◇小学6年生



◇中学3年生



・和歌山県、全国と比較した田辺市の領域別正答率

(単位：%) ◎…3%以上高い ▼…3%以上低い ○…ほぼ同じ

国語	和歌山県	全国	算数	和歌山県	全国
話すこと・聞くこと	◎	◎	数と計算	○	○
書くこと	◎	◎	量と測定	○	○
読むこと	○	◎	図形	○	○
伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項	○	○	数量関係	○	○

国語	和歌山県	全国	数学	和歌山県	全国
話すこと・聞くこと	○	○	数と式	◎	○
書くこと	◎	○	図形	◎	◎
読むこと	○	○	関数	○	◎
伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項	○	○	資料の活用	◎	○

英語	和歌山県	全国
聞くこと	○	○
話すこと (参考値)	—	—
読むこと	○	○
書くこと	○	○

■学習状況調査の結果から (抜粋) (単位：%)

	質問事項	小6		中3		学習状況調査についての考察
		田辺市	全国	田辺市	全国	
学校生活に関すること (「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた割合)	学校に行くのは楽しいと思いますか	86.5	85.8	86.3	81.9	「学校へ行くのが楽しい」「学級みんなで協力して何かをやり遂げ、うれしかった」と回答した子供が多くなっています。今後も子供たちが楽しく生活できる学級集団づくり、学校づくりをしていきます。
	学級みんなで協力して何かをやり遂げ、うれしかったことがありますか	86.7	84.1	82.1	82.8	
授業に関すること (「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた割合)	自分たちが立てた課題に対して、自ら考え自分から取り組みましたか	75.0	77.7	73.2	74.8	各校において「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が行われています。今後は、書く活動や話し合い活動に取り組ませる際、「相手意識・目的意識・理由や根拠の明確化」を意識させた授業づくりをしていきます。
	話し合いを通じて、考えを深め、広げることができていると思いますか	73.4	74.1	78.1	72.8	

◇各学校の取組例

○調査の分析結果を基に、授業力向上のための研修を行いました。
○ドリル学習の成果を競い合い、基礎的な学力向上を図りました。
○家庭学習において「自学ノート」に取り組み、学びを整理する力をつけるよう取り組みました。

◇今後の取組

○教育委員会では、成果のあった学校の取組を分析し、各学校に周知します。
○各学校では、調査の分析結果を基に、自校の取組を点検し、改善を行います。

12月4日(水)～10日(火)は人権週間です

問合せ 人権推進課 人権推進係 (☎ 0739-26-9912)



■12月10日は「人権デー」です
1948年のこの日「世界人権宣言」が国連で採択され、今年で71年目を迎えました。皆さんは、人権の大切さをどのように考えていますか。
市では、12月4日～10日の人権週間中に人権の大切さについて、皆さんに改めて考えていただく機会として、田辺市人権擁護委員会・田辺市人権擁護連盟と共同で、街頭啓発をはじめ、様々な取組を行っています。一人ひとりは違いますが、人権は全ての人に平等に保障されるべきものです。自分の人権を主張するだけでは、他の人の人権を侵害することもあります。人権週間に当たり、人権は、自分と同じように他の人にもあることを考え、お互いに相手の立場を考え、豊かな人間関係をつくりましょう。

る虐待をはじめ、女性に対する人権侵害、高齢者や障害のある人等を狙った様々な詐欺被害、学校や職場でのいじめや嫌がらせ、同和問題など、人権に関わる多くの問題が発生しています。また、インターネット上の人権侵害やヘイトスピーチなどの新たな人権侵害も発生しており、人権に関する問題はより複雑化、多様化し、その対応が求められているところ です。こうした人権を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応するため、平成31年3月に『田辺市人権施策基本方針改定版』を策定しました。この基本方針は、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」の実現に向け、市民、行政及び関係機関が連携して人権施策を推進するための考えや方向性を示したものです。私たち一人ひとりが、様々な人権課題について正しく理解し、日常生活の中でお互いを思いやり、心豊かで明るい社会の実現に努めましょう。

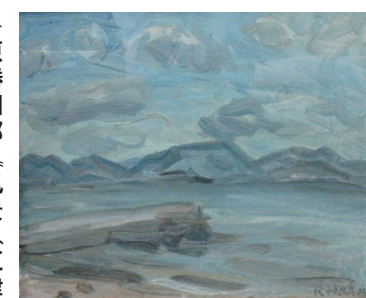
小企画展『原勝四郎と紀南の画家たち』 特集展示『没後50年 鍋井克之』を開催します

問合せ 下記参照



回 12月7日(土)～令和2年1月19日(日)
開 10時～17時(入館は16時30分まで)
※毎週(ただし1月13日は開館)、12月28日(土)～1月4日(土)、1月14日(火)
場 小企画展 市立美術館
◇特集展示 熊野古道なかにち美術館
◇小企画展 フランスを放浪して帰国した後、当地を離れることなく制作を重ねた洋画家、原勝四郎(1886～1964年)の作品を、交流した紀南の画家たちの作品とともに展示します。
また、近代の紀南地方の画家たちの活動を探る小企画展、「近代紀南の画家Ⅱ 廣島鋤花」を同時に開催します。
◇特集展示 紀南地方の風景を特に好んで描いた大阪の洋画家、鍋井克之(1888～1969年)の没後50年に当たって、当地をモチーフとした作品を主にした特集展示を行います。
各館 260円(200円)

▶原勝四郎《風景(江津良)》1950年頃
(市立美術館で展示)



※()内は20名以上の団体割引料金です。学生及び18歳未満の方は無料です。その他観覧料の減額や免除の制度もありますので、お問い合わせください。
【展示解説会】
回 12月21日(土)・1月18日(土)
② 12月14日(土)・1月11日(土) 14時
場 市立美術館
②熊野古道なかにち美術館
◇学芸員による展示解説
観覧料のみ必要です。
回 市立美術館
0739(24) 3770
◇熊野古道なかにち美術館
0739(65) 0390

（公財）小山育英会奨学生を募集します

函 大学・短大・高専・高校に4月に進学する方又は編入する方で、保護者が田辺市及び西牟婁郡内に住民登録のある方

※通信教育・専攻科・別科・大学院及び各種専修学校を除く。

■申請基準 （公財）小山育英会推薦収入基準内に該当する世帯

申 12月9日①（令和2年1月16日②）に、奨学生願書・所得証明書等をお持ちの上、在学中の学校及び卒業した学校で手続をしてください。 ※面接試験があります。（3月中旬を予定）

■結果発表 選考会で選考の上、3月下旬に内定

■奨学金（月額）及び採用人数

①大学 2万5000円

②短大等 1万3000円

③高校・高専 8000円

※高専4～5年生は1万3000円（5～10名程度）

※編入者は若干名採用。返還の必要はありません。

関 教育総務課庶務係

☎0739（26）9941

◇龍神教育事務所

☎0739（78）0301

◇中辺路教育事務所

☎0739（64）0504

◇大塔教育事務所

☎0739（48）0212

◇本宮教育事務所

☎0735（42）1164

工事等入札参加資格審査申請の受付をします

関 令和2年度に市が発注する建設工事、測量・設計コンサルタント業務の入札に参加を希望する事業者は、建設工事等入札参加資格申請が必要です。

■申請書類

市指定様式、別に定める必要書類

■登録の有効期間

令和2年6月1日～令和3年5月31日

申 令和2年1月6日①～31日②に、申請書類を左記へ直接提出いただくか郵送してください。

■要項の配布

契約課で行っています。郵送を希望の場合は、140円切手を貼った返信用封筒を同封の上、お申し込みください。要項はホームページにも掲載しています。

関 契約課契約管財係（本庁舎3階）

〒646-8545 新屋敷町1

☎0739（26）9964

□ <http://www.city.tanabe.lg.jp/keiyaku/index.html>

学校給食用物資の納入業者追加登録を受け付けます

市立城山台学校給食センターへの学校給食用物資の納入について、見積り合わせ等を依頼する登録業者を募集します。

※すでに納入業者登録をされている方は登録の必要はありませんが、納入物資の希望種目の追加又は変更を希望される方は、別に變更届を提出願います。

■登録の有効期間

令和2年4月～令和4年3月

■申請資格

◇国税及び市区町村税を完納していること

◇営業許可や開業届等を必要とするものについては、当該許可等を有する方であること

他にも資格要件や資格審査基準がありますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

■納入物資

肉・青果物・魚介・冷凍食品・調味料・乾物・精米他

■申請用紙等の交付・受付

◇期間 12月2日①～20日②の9時～16時

30分

◇場所

市立城山台学校給食センター（城山台3-1）

関 市立城山台学校給食センター

☎0739（24）1406

缶短料理教室を開催します

申 令和2年1月31日②
時 10時～13時（受付は9時30分）
場 新庄公民館2階「料理実習室」
関 体力的な理由や日常の忙しさから調理の時間が短くなってきたという方に、非常食にも役立つ詰詰を使って、短時間でできる料理を紹介いたします！

関 市に住民票のある65歳以上の方
定 12名「先着」

料 500円

関 エプロン・三角巾・手拭きタオル・マスク・上靴（滑りにくい物）・筆記用具

申 12月10日③～24日④に、左記へ電話でお申し込みください。

関 やすらぎ対策課高齢福祉係

☎0739（26）4910

自然観察教室「冬の星座」を開催します

日 12月21日① 19時～20時30分

※荒天の場合は12月22日②に変更

場 集ふるさと自然公園センター

■講師 ふるさと自然公園センター専門員ほか

関 小・中・高校生・一般（小・中学生は保護者同伴）

関 筆記用具、望遠鏡・双眼鏡があれば持ってきてください。

■服装 防寒の準備

申 前日まではがき又は電話・FAX・Eメールで住所・氏名・年齢・電話番号をご連絡ください。

関 ふるさと自然公園センター

〒646-0051

稲成町1629

☎0739（25）7252

✉ hikiwa@mb.aikis.or.jp

※毎週①（休館日が②の場合はその翌日）



「速歩き健康塾」を開催します

申 令和2年1月20日、27日、2月10日、3月9日 全①

時 13時30分～15時30分（受付は13時）

場 市民総合センター2階「交流ホール」

関 ◇速歩き健康法について（活動計を実際に使ってみよう）

速歩き体験

◇理学療法士による「ウォーキングについて」の講話と実技

◇食事について考えよう

◇長谷川仁美先生による室内運動（ストレッチなど）

関 市に住民票がある40歳～74歳の運動可能な方（田辺市国保、その他保険者による特定健康診査を受診された方）

※原則4回とも参加できる方、新規お申込みの方が優先です。

定 20名「先着」

関 筆記用具・室内用運動靴・眼鏡（必要な方）・飲物・タオル

■服装 動きやすい服装と靴

申 12月10日③～25日④に、左記へ直接又は電話でお申し込みください。

関 健康増進課健康管理係（市民総合センター2階）

☎0739（26）4901

パソコン講習会受講生を募集します

日 令和2年2月1日① 13時～15時

◇ 8日②、15日③ 13時～16時

場 オフィスメイト（湊50-3）

関 インターネット・メールの利用等

関 市民で重度視覚障害により身体障害者手帳（1、2級）を所持する方。なお、重度視覚障害者以外の障害者については、次年度に講習予定のため、今回は対象外となります。

定 5名「先着」

申 令和2年1月10日④までに左記へ電話又はFAX・Eメールで、住所・氏名・連絡先をお知らせください。

関 障害福祉室

☎0739（26）4902

☎0739（25）3994

✉ shougafukushi@city.tanabe.lg.jp

集団検診を受けて、健康づくりを活かそう！

日 ①検診1 1月25日①、26日② 7時30分～9時30分

②検診2 1月31日② 7時30分～9時30分

場 市民総合センター1階「保健センター」

関 ①特定健康診査（対象者は40歳以上の田辺市国民健康保険の被保険者のみ）、胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん・肝炎ウイルスの各検診

②①で胃がん検診を除外した内容※特定健康診査の検査項目は、内科診察、身長・体重、腹囲測定、血圧測定、尿検査（尿蛋白・尿糖・尿潜血）、心電図検査、血液検査（脂質・血糖・肝臓・腎臓・膵臓・尿酸・貧血）です。

事前にお申し込みが必要です。先着となりますので、申込みはお早めにお願います。また、受診の際には各受診券又はクーポン券（対象者）が必要です。紛失された場合は、再発行できます。対象や自己負担金等については、左記へお問い合わせください。

関 健康増進課健康管理係

☎0739（26）4901

「田辺市スポーツ賞」の候補者を
ご推薦ください

田辺市スポーツ賞は、市のスポーツ振興に貢献し、功績が著しく、また、各種スポーツ競技で優秀な成績を収められた個人や団体を対象に選考を行います。

対象者及び対象団体の推薦は、各種団体等の代表者から所定の調書で提出をお願いします。

※市在住又は出身者（原則アマチュアスポーツ）

■対象期間

平成31年1月1日（火）～12月31日（火）
（期間内開催大会での成績）

■推薦期日

令和2年1月6日（月）

田辺市スポーツ賞選考委員会事務局（スポーツ振興課内）

〒646-0061

上の山一丁目23-1-1

☎0739（25）2531

FAX 0739（25）0387

第24回市民駅伝大会・第37回子どもクラブ駅伝大会の参加者を募集します

令和2年1月26日（日）（小雨決行・荒天時中止）

■受付 7時30分～8時

■スタート

古紙類の集団回収を始めませんか

ごみ減量とリサイクル推進のため、古紙類・古布の集団回収を行う団体に對して、回収量1kgにつき4円の奨励金を補助しています。新たに古紙類・古布の集団回収を始める場合は、事前に市への登録が必要となりますので、詳しくは、左記へご連絡ください。

※市内の自治会等・子どもクラブ・女性会・老人クラブ・PTA等、営利を目的としない団体

■古紙の分類の仕方

次の3種類に分け、紙ひもでもしっかり縛ってください。

①段ボール

②雑誌・雑紙（カタログ・教科書・ノート・包装紙・紙袋・菓子箱等）

③新聞・広告（新聞・折込み広告）※匂いがついている古紙やアルミ箔・金箔が貼られている古紙はリサイクルすることができませんので、ご注意ください。

田辺市プレミアム付商品券購入引換券交付申請期間を延長します

10月30日に今年度住民税非課税

①市民駅伝 9時10分
②子どもクラブ駅伝 10時20分
（男子）、11時（女子）

田辺市スポーツパーク

■参加種目

①◇一般男子の部、中学生男子の部 全5区

◇一般女子の部、中学生女子の部 全4区

※中学生男子の部、中学生女子の部の申込みは学校単位。

◇地域の部 全5区

※市内20公民館区を単位としたチーム編成。男女混成チーム可。

◇あひるの部 全5区

※大会当日の5名の満年齢が22歳以上。男女混成チーム可。

②男子の部・女子の部 全5区

※①高校生を除く市内に在住又は勤務している方、市内中学生

②田辺市子どもクラブ育成協議会の会員の方

令和2年1月10日（金）「必着」までに、所定の参加申込書に必要事項を記入の上、下記の各担当まで直接お持ちいただくか、郵送又はFAX・Eメールでお申し込みください。参加申込書・コース図は、各担当課の窓口で配布しているほか、ホームページからも取得できます。

田①市民駅伝

の方に、田辺市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書等（以下「申請書」）を再送付しましたので、商品券の購入を希望される方は、申請書に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒により申請してください。また、購入引換券申請場所までお持ちいただいても構いません。

■購入引換券交付申請

令和2年1月15日（火）まで

■購入引換券申請場所

プレミアム付商品券事業窓口（市民総合センター2階）、各行政局住民福祉課（19ページ参照）

田①市民税に関するところ

税務課市民税係

☎0739（26）9920

◇事業に関するところ

田辺市プレミアム付商品券事業窓口（市民総合センター2階）

☎0739（33）7492

自衛官候補生になりませんか

■試験日 12月15日（日）

田①和歌山地方協力本部（和歌山市）

■試験科目

筆記試験（国語・数学・社会・作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

田①日本国籍を有し、自衛隊法第38

スポーツ振興課市民スポーツ係

〒646-0061

上の山一丁目23-1-1（田辺スポーツパーク管理事務所内）

☎0739（25）2531

FAX 0739（25）0387

✉ sports@city.tanabe.lg.jp

http://www.city.tanabe.lg.jp/sports/index.html

②子どもクラブ駅伝

生涯学習課生涯学習推進係

〒646-0028

高雄一丁目23-1

☎0739（26）4908

FAX 0739（25）6029

✉ shougai@city.tanabe.lg.jp



各種生ごみ処理機器の購入費を一部補助します

処理機器を使用することにより、各家庭で生ごみ減量が図られ、生ごみを堆肥として再利用することができま

■交付要件 市に住民票のある世帯の世帯主が、市内の販売店で処理機器を購入し（通信販売やネット販売は対象外）、市内に設置すること

ト販売は対象外）、市内に設置すること

■補助対象機器 密閉式バケツ容器、コンポスト容器、電気式生ごみ処理機

■補助金額 本体価格（購入価格から消費税及び配達料等を除く額）の2分の1以内で上限は2万円（100円未満は切捨て）

■補助対象個数 1世帯につき1基（ただし、予算の範囲内で先着順）

田①処理機器を購入する前に指定の申請用紙に必要事項を記入の上、令和2年3月中頃までに、左記へ郵送又は直接提出してください。申請用紙は、本庁舎受付（本庁舎2階）、健康増進課（市民総合センター2階）、各行政局（19ページ参照）、各連絡所（万呂・ひがし・三栖コミュニティセンターを含む）、廃棄物処理課（市ごみ処理場）、水道事業所等で配布しているほか、ホームページからも取得できます。

田①廃棄物処理課廃棄物対策係

〒646-0053

元町2291-6

☎0739（24）6218

http://www.city.tanabe.lg.jp/seisou/recycle/namagomi.html

■講義時間

9時～17時（講義内容により変更になる可能性があります。）

田①受講申込書に受講料を添えてお持ちいただくか、現金書留にて郵送してください。

※受講料等にはテキスト代が含まれます。テキスト代が改定された際には受講料を改定する場合があります。

田①建設業労働災害防止協会和歌山県支部

☎073（436）1327

新春吉例「十二支考」輪読会「十二支考」〈鼠〉談義を開催します

田①12月7日（土）～令和2年1月12日（日）10時～16時30分（最終入館）

田①南方熊楠顕彰館

田①新春の恒例行事として、年末から年始にかけて、南方熊楠の著作『十二支考』の中からその年の干支に関する展示を行います。今回は令和2年の干支「子」にちなみ、熊楠の〈鼠〉論考を読み解きます。また、今回の展示を担当した子年生まれの研究者によるトークイベント（1月5日（日））も行います。

田①南方熊楠顕彰館

☎0739（26）9909

田辺税務署からのお知らせ

【スマホでチャレンジ！確定申告（e-Tax）】

■スマホで見やすい専用画面
令和2年1月から、2か所以上の給与がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。

■e-Taxで手続完了

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたID・パスワードがあればe-Tax送信できます。

※「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される方は、申告されるご本人が運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

【来署によるご相談は事前予約を！】

税務署では、納税者の皆さんをお待たせしないよう、面接相談の

事前予約制を実施しています。

具体的な書類の確認が伴うなど、電話での相談が困難な場合は、事前に相談日時の予約をお願いします。

なお、令和元年分の確定申告（令和2年2月17日～3月31日）は事前の予約は必要ありません。

田辺税務署

☎0739（22）1250

年金生活者支援給付金の請求について

10月から実施されている年金生活者支援給付金ですが、受取には請求書の提出が必要です。

■日本年金機構から「お知らせ」が届いた方

平成31年4月1日時点で対象の方など日本年金機構から「お知らせ」が届いた方で、請求書をまだ提出されていない方は、同封されている請求書に氏名等を記入し、日本年金機構へ郵送するか年金事務所に提出してください。12月中旬に日本年金機構（年金事務所）で受付されますと、10月分まで遡って支給されますが、令和2年1月以降に請求した場合、請求した月の翌月分からの支給となりますので、ご注意ください。

■日本年金機構から「お知らせ」が届いていない方

「お知らせ」が届いていない方や届いたかどうか分からない方で、各年金の要件を満たす方は、給付金専用ダイヤル又は年金事務所にお問い合わせください。

◇老齢基礎年金を受給している方で、次の要件をすべて満たす方

①65歳以上

②請求する時点で世帯員全員の市民税が非課税

③前年度の年金の収入額（障害年金や遺族年金は含まない。）とその他の所得額（事業所得や不動産所得・給与所得など。）の合計が87万9300円以下

◇障害基礎年金又は遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額（事業所得や不動産所得・給与所得など。）が462万1000円（扶養親族がいる場合は、扶養親族の数×38万円を足す。）以下の方

■これから年金を請求される方
老齢・障害・遺族基礎年金を請求される方で対象となる方は、合わせて給付金も請求してください。

■ご注意ください
日本年金機構（年金事務所）や厚生労働省では、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求

を強制するものではありません。

また、お薬によっては、ジェネリック医薬品への切替えができない場合もあります。かかりつけの医師又は薬剤師にご相談ください。

田辺発医薬品利用差額通知コールセンター（通話無料）

☎0120（53）0006

和歌山地方方法務局における国籍事務の取扱いが変更されます

令和2年1月6日①から、県内に住所を有する方の次の申請又は届出等については、和歌山地方方法務局戸籍課においてのみ取り扱う

めることはありませんので、不審な電話などにはご注意ください。

田辺給付金専用ダイヤル
☎0570（05）4092（ナビダイヤル）

※050で始まる電話の方
☎03（5539）2216（一般電話）

田辺年金事務所

☎0739（24）0432（自働音声案内）

田辺年金事務所新宮分室

☎0735（22）8441（自働音声案内）

年末年始の閉庁について

今年度の年末年始の閉庁は一部の業務を除き
12月28日①～1月5日②です。

事業主の皆さんへ 労働保険に入っていますか？

正社員・パート・アルバイトなど、雇用形態に関わらず、一人でも労働者を雇っている場合、事業主は労働保険に加入する義務があり、その手続が必要です。

詳しくは、左記へご相談ください。

田辺和歌山労働局労働保険徴収室

☎073（488）1102

田辺労働基準監督署

☎0739（22）4694

◇ハローワーク田辺

☎0739（22）2626

ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ

和歌山県後期高齢者医療広域連合から、11月下旬～12月上旬にかけて、ジェネリック医薬品使用促進のお知らせを送付しています。

田辺後期高齢者医療制度に加入されている方の中で、ジェネリック医薬品を使用した場合、1か月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある方

医療費の負担軽減のため、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。

※ジェネリック医薬品への切替え

主な電話番号等

■田辺市役所 〒646-8545 新屋敷町1

☎0739-22-5300（代） ☎0739-22-5310

■市民総合センター 〒646-0028 高雄一丁目23-1

☎0739-26-4900（代） ☎0739-26-4914

■龍神行政局 〒645-0415 龍神村西376

☎0739-78-0111（代） ☎0739-78-0116

■中辺路行政局 〒646-1492 中辺路町栗栖川396-1

☎0739-64-0500（代） ☎0739-64-0966

■大塔行政局 〒646-1192 鮎川2567-1

☎0739-48-0301（代） ☎0739-49-0359

■本宮行政局 〒647-1792 本宮町本宮219

☎0735-42-0070（代） ☎0735-42-0239

■市水道事業所 〒646-0028 高雄三丁目18-1

☎0739-24-0011（代） ☎0739-24-7910

■市ごみ処理場 〒646-0053 元町2291-6

☎0739-24-6218（代） ☎0739-24-4068

電話案内サービス

■防災行政テレフォンガイド ☎0120-963-910

■救急安心センター ☎＃7119

休日急患診療

田辺広域休日急患診療所（市民総合センター玄関右側）

☎内科、小児科系、歯科の応急診療

時間①② 9時～11時30分、13時～16時

◇12/30③～1/3④ 9時～11時30分、13時～17時
（※小児科のみ、⑤18時～21時30分も診療を行っています。）

田辺☎0739-26-4909



モバイル用
ホームページ



防災行政メール等



全国版救急受診ガイド
「Q助」

市の人口
（令和元年10月末現在）

		前月比
男	34,488人	(-29)
女	38,745人	(-48)
計	73,233人	(-77)
世帯	35,217世帯	(-16)
出生	37人（男18女19）	



親子健康カレンダー

◇**4か月児健診** 12/3 ㊦＝田辺、10 ㊦＝田辺、19 ㊦＝大塔、1/15 ㊦＝龍神
◇**7か月児健診** 12/11 ㊦＝田辺、17 ㊦＝田辺、19 ㊦＝大塔、1/7 ㊦＝田辺、15 ㊦＝龍神
◇**11か月児相談** 12/19 ㊦＝大塔、20 ㊦＝田辺、1/10 ㊦＝田辺、15 ㊦＝龍神
◇**1歳6か月児健診** 12/4 ㊦＝田辺、5 ㊦＝龍神、11 ㊦＝大塔、19 ㊦＝田辺
◇**2歳児相談** 12/5 ㊦＝龍神、9 ㊦＝田辺、11 ㊦＝大塔、26 ㊦＝田辺、1/15 ㊦＝田辺
◇**3歳6か月児健診** 12/5 ㊦＝龍神、11 ㊦＝大塔、18 ㊦＝田辺、24 ㊦＝田辺、1/14 ㊦＝田辺
◇**マタニティスクール** 12/6 ㊦＝田辺
◇**パパママ教室** 12/8 ㊦＝田辺
場田辺…市民総合センター、**龍神**…龍神保健センター、**中辺路**…中辺路保健センター、**大塔**…大塔健康プラザ、**本宮**…本宮保健福祉総合センター
問時間など、詳しくは、対象者に送付している通知をご覧くださいか、健康増進課母子保健係（☎ 0739-26-4901）又は各行政局住民福祉課（☎ 19 ページ参照）までお問い合わせください。

12月の納税等

■**固定資産税・都市計画税**…第3期分
■**市県民税 年金特別徴収**…12月徴収分、**給与特別徴収**…11月徴収分
■**国民健康保険税 普通徴収**…第6期分、**特別徴収**…12月徴収分
■**介護保険料 普通徴収**…第6期分、**特別徴収**…12月徴収分
■**後期高齢者医療保険料 普通徴収**…第6期分、**特別徴収**…12月徴収分
※納期限後の納付は、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

施設の予約

【**生涯学習センター**】
■**貸室** 10室
（市民総合センター内の交流ホール・会議室・料理実習室など）
📅令和2年3月分は1/6 ㊦から予約可
📍生涯学習課 公民館係
☎ 0739-26-4925

編集後記

ねんりんピックの撮影で開始式やサッカーに行きました▼60歳を越えているとは思えない動きや元気な姿に感動しました▼何歳になっても健康でいられるようにしたいですね（イケマサ☆）

有料広告 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有 料 広 告

2 枠連結（縦 46mm × 横 174mm）

有 料 広 告

2 枠連結（縦 46mm × 横 174mm）

	相談日（予約受付）	時間	相談場所等	問合せ
市民法律相談 （対象は市民の方で先着8名。相談日の11時までに要予約。）	12/ 9 ㊦（12/ 3 ～）・木戸弁護士 12/16 ㊦（12/10 ～）・岡田弁護士 1/14 ㊦（12/17 ～）・中松弁護士	14 時～ 16 時のうち、1 人 15 分間	社会福祉センター 3 階「相談室」 （本庁舎東隣 3 階）	自治振興課 市民生活係 （本庁舎 3 階） ☎ 0739-26-9911
市民相談	平日	8 時 30 分～ 17 時 15 分	右記	
行政相談	12/ 6 ㊦・森本篤	13 時 30 分～ 15 時 30 分	龍神行政局	
	12/10 ㊦・岡本美彦	13 時～ 15 時	社会福祉センター 3 階「相談室」	
	12/17 ㊦・折戸富子	13 時～ 15 時	本宮行政局	
	12/20 ㊦・中村恒夫	10 時～ 11 時	中辺路行政局	
消費生活相談	㊦㊦㊦㊦・消費生活相談員	13 時～ 16 時	自治振興課 市民生活係（本庁舎 3 階） ◇相談専用 ☎ 0739-34-2460 消費者ホットライン ☎ 188	
人権・登記・相続相談 （登記・相続相談は要予約。法務局でも平日に相談可）	① 12/ 6 ㊦・人権擁護委員、法務局職員 ② 12/10 ㊦・人権擁護委員	13 時 30 分～ 15 時 30 分 ※ 受付 は 15 時まで	①龍神行政局 ②市民総合センター 4 階「会議室」	法務局 田辺支局 （文里一丁目 11-9） ☎ 0739-22-0698
女性電話相談	平日・女性相談員	9 時～ 12 時	◇相談専用 ☎ 0739-26-4919	
生活相談 （生活困窮者自立支援）	平日・相談支援員	8 時 30 分～ 17 時	生活相談センター（市民総合センター 1 階） ☎ 0739-33-7641	
愛あい子育て相談	平日	8 時 30 分～ 17 時 15 分	地域子育て支援センター愛あい （もとまち保育所内）☎ 0739-22-9285 ※「愛あいルーム」での面接相談可	
家庭児童相談	平日	8 時 30 分～ 17 時	家庭児童相談室（市民総合センター 1 階） ☎ 0739-26-4926	
介護相談	平日	8 時 30 分～ 17 時 15 分	やすらぎ対策課 地域包括支援センター係 （市民総合センター 1 階） ☎ 0739-26-9906 ※認知症については、第 1 ㊦ 10 時～ 12 時に「よりみちサロンいおり」でも相談可 （1 月は第 2 ㊦になります）	
ひきこもり相談 （窓口に来られる場合は要予約）	平日	8 時 30 分～ 17 時 15 分	健康増進課 健康管理係 ☎ 0739-26-4901 ◇相談専用 ☎ 0739-26-4933 ✉ shc@city.tanabe.lg.jp	
妊娠期から出産、子育て相談 （原則、就学前まで）	平日 ※㊦は助産師による相談可	8 時 30 分～ 17 時 15 分	母子健康包括支援センター「たなっこ」 （市民総合センター 2 階） ◇相談専用 ☎ 0739-33-7115 ✉ kenkou@city.tanabe.lg.jp	
いじめホットライン	平日	9 時～ 16 時	◇相談専用 ☎ 0739-26-3224 ◇いじめ相談ダイレクトメール ✉ ijime110@city.tanabe.lg.jp	
不登校・いじめ・教育相談	平日	9 時～ 16 時	教育研究所（本庁舎北隣 2 階） ☎ 0739-25-1511	
外国人相談（English） （事前に要問合せ）	㊦㊦㊦㊦	9 時～ 16 時	国際交流センター ☎ 0739-33-9019	

ポールのたなべ穴場めぐり

国際交流員のポール・フィンです。「ポール」と気軽に呼んでください。このコーナーでは、私が市内各地の穴場を巡り、見たもの・経験したことを皆さんにお伝えしていきます！



第4回 Row, Row, Row Your Boat (こげ こげ ボート)

今回、私は新庄町で行われた田辺市青年ネットワーク主催のシーカヤック体験に参加しました。小学校で習ったアイルランドの歴史によると、アイルランドは、小さな船に乗って来た人たちによって開拓されたそうです。私はこの話に思いをはせながら、自身も小さな船（シーカヤック）に乗り込みました。

田辺は海も景色もきれいで、海で遊ぶのが好きな人も多く、シーカヤックをする人が結構多いそうです。この日は、太陽が輝き、キラキラと海面が光るシーカヤック日和でした。乗る前に、先生からの詳しく分かりやすい説明があったので、約4キロの距離をのんびりと漕ぐことができました。先生によると、今回のように天気いいときには体の2割の力を出すだけで漕げるそうです。また、今回特に気に入ったのは神島の話です。神島は田辺湾に浮かぶ無人島で、国の天然記念物に指定されていて、島内は立ち入り禁止になっています。だから神島にあるきれいな神社を海から見られるのは、シーカヤックに乗った人の特権ということです！



たなべスマイル



伝統を守り
継承していく



湯川 剛さん

下川下
上野の獅子舞保存会 会長

上野の獅子舞保存会には、先輩に誘われたのがきっかけで入って、30年近くになります。現在、メンバーは17名で、地元出身や仕事で来た方など、この地域にゆかりのある方々です。最年少は小学4年生で、今年ではんぐ役で頑張ってくれました。

上野の獅子舞は、五穀豊穡と村民の安全を祈願して毎年11月3日に春日神社境内で奉納しており、毎年その本番に備えて、9月頃から練習をしています。1962年には、県指定無形民俗文化財に指定されていて、代々受け継がれている貴重なものです。

今は、若い子たちに教えていくことにとてもやりがいを感じています。他にもしたいことがたくさんある中で、保存会に入ってやってもらっていることが、自分たちの意志が受け継がれているような気持ちでうれしいです。今後も、世代交代を上手くしながら、上野の獅子舞を継承していけるように努めていきたいですね。



青春キラリ！高校生レポーター



山の上の小さな洋菓子店

写真・文 神島高等学校 伏見 凜音

今回、私は高原にある洋菓子店を訪れました。高原は標高300m余りで、熊野古道が通っています。お店から一望できる景色は絶景です。

オープンして1年少しで、海外の方や観光客が多く訪れます。大阪に住んでいたご夫婦は、趣味で登山をしたり熊野古道を歩いているうちに、熊野古道が好きになったそうです。奥さんの親御さんが田辺の方というのもあり、田辺が好きになって移住を決め、熊野古道を通る場所でお店をしたいと思ったのがきっかけです。地域の人や海外の方、観光客の人たちが憩え、交流の深められる場になって欲しい。そして、まだまだ高原を知らない人たちに、ケーキを買うのをきっかけに訪れてくれることを願っていました。

私は高原を訪れて、美しい景色を堪能できただけでなく、たくさんの温かい方たちと出会うことができました。皆さんにもこの素晴らしい高原を知って欲しいと感じました。是非訪れてみてください。

備えて安心！防災コラム



第67回 年末年始は家族で防災の話を！

今年は、台風第15号、19号等の上陸、接近により、特に東日本を中心に甚大な被害を受けた年でした。当地域においても、平成23年には台風第12号により大きな被害を受け、昨年も非常に強い勢力の台風が立て続けに接近し、暴風や豪雨、高潮による被害に見舞われました。また、南海トラフを震源とする大規模地震発生の可能性も高まっています。

一緒に暮らしていても離れていても、家族が、いつ、どのような場所で、どのような災害に遭うかわかりません。だからこそ、家族で防災について話し合っておくことが大切です。

年末年始は、日頃ゆっくりと話す時間がない家族や、離れて暮らす家族と話し合うことができるとても良い機会です。自宅や学校、職場など、家族それぞれが日常を過ごす場所ごとに、具体的に避難する場所や災害時の行動を決めておきましょう。学校や職場で避難する場所や行動が決まっている場合は、それを家族に伝えておくことも大切です。また、家庭の備蓄品や非常時の持ち出し品もこの機会に確認し、期限の迫ったものは消費して新しいものを補充するようにしましょう。準備をしておくことで、慌てず落ち着いて行動することができ、命を守ることにつながります。



図書館へ行こう



司書のおすすめ！ 新着図書



この道をどこまでも行くんだ
著／椎名 誠
発行／新日本出版社

世界の珍しい光景や思いがけない不思議な光景を、作家で写真家でもある著者が、50枚のフォトとエッセイとともに紹介する。



日本のスゴイ科学者 29人が教える発見のコツ
編著／日本科学未来館・朝日小学生新聞
発行／朝日学生新聞社

スゴイ発見や発明をした29人の日本人科学者が紹介されています。

ひとことコラム

12月の別称として師走という言葉をご存じですか。この漢字の通り、師も走り出すほど慌ただしいという意味合いで使われているようです。元々の由来は諸説あるようですが、平安末期の『色葉字類抄』という辞書に師馳す(しはす)の説明として「師匠の僧がお経をあげるために、東西を馳せる月」とあり、これが由来とも言われているそうです。図書館には、暦関連の本も置いてありますので、是非ご来館ください。(雄)

休館日

本館＝毎週㊿(㊿を除く。)、12/29㊿～1/4㊿(4日は整理日)
龍神分室＝第1・3㊿㊿、12/29㊿～1/5㊿
中辺路分室＝毎週㊿、12/28㊿～1/5㊿
大塔分室＝第1・2・3㊿、毎週㊿、12/28㊿～1/5㊿
本宮分室＝毎週㊿㊿、12/29㊿～1/5㊿

※移動図書館の運行日時は、下記へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。
図 市立図書館 ☎ 0739-22-0697 □ <http://www.city.tanabe.lg.jp/tosho/index.html>

お子さんと一緒に
おはなしのコーナー

★おはなし会

絵本の読み聞かせや紙芝居など(対象：4歳くらいから)
本館＝12/1・8・15・22全㊿(11時～)
中辺路分室＝12/21㊿(11時～)
大塔分室＝12/14㊿(10時30分～)

★おはなしタイム

おはなしや絵本の読み聞かせなど(対象：4歳くらいから)
本館＝12/7・14・21全㊿(11時～)

★ひよこタイム

絵本の読み聞かせやわらべうたあそびなど(対象：0～2歳くらい)
本館＝12/18㊿(11時～)

★こぐまタイム

絵本の読み聞かせやわらべうたあそびなど(対象：2～3歳くらい)
本館＝12/18㊿(11時30分～)

開館時間

本館＝㊿～㊿9時30分～19時30分
㊿・㊿9時30分～18時
分室＝9時～17時
※龍神分室は、㊿～㊿20時まで時間延長あり。

我が家の愛ドル ～12月生まれ～



小島 南果ちゃん (1歳)
なみちゃんお誕生日おめでとう。いつも元気でいてくれて嬉しいです。これからもスクスク大きくなってね♪
お父さん、お母さんより



前地 真叶ちゃん (3歳)
3歳のお誕生日おめでとう！生まれてからもう3年…大きくなったね。これからも元気で育ちますように♪



柏木 倅弥ちゃん (1歳)
初めての誕生日おめでとう！いつもニコニコ、可愛い倅ちゃん。これからも元気に大きくなってね。



高橋 梢ちゃん (1歳)
こずちゃん1歳のお誕生日おめでとう♪
お姉ちゃんと仲良く遊んで、これからも元気いっぱい大きくなってね！

広報発行月に誕生日を迎えるお子さん(就学前まで)の写真を募集しています。氏名、住所、生年月日、電話番号、簡単なコメント(50字まで)を添えてください。1月生まれのお子さんの締切りは、12月6日㊿です。掲載できる枠に限りがありますので、先着順とさせていただきます。ご了承ください。
■宛先 〒646-8545 新屋敷町1 企画広報課 広聴広報係 ✉ kikaku@city.tanabe.lg.jp



すくすく子育てクラブ

第76回 靴選び



もとまち保育所
榎本 多加代

「子供の足はすぐ大きくなるし、何回も買い換えるのも……」と、思ってしまうがちですが、小さいお子さんの靴選びは、健康な体と脳の育ちのためにも気を付けてあげたいことの一つです。
■靴選びで気を付けたいこと
◇サイズは同じでも足のタイプは様々です。子供の足の形を知りましょう。
◇「すぐ小さくなるから」と大きい靴にしたり、「気に入っているから」と小さくなった靴を履かせていませんか？ 足に合わない靴は、子供の運動活動を制限してしまい内臓の働きにも影響を与えることがあります。

では、靴選びで大事なことはどんなことでしょうか。
■子供の成長を助ける靴選び・4つのポイント
◇つま先に5～10mmのゆとりがある。
◇かかとの押さえがしっかりしている。両足で試し履きをしましょう。
◇靴底が指の付け根辺りでしっかり曲がるもの。
◇甲の部分が足にフィットして柔らかすぎないもの。
大切なお子さんの発達のためにも機能的な靴を選んであげてくださいね。また、靴の中は湿度が上がると雑菌が繁殖しやすいので、こまめに洗ってあげることも大切です。

真剣な眼差し、情熱、そして、喜び 全国の方々が交流を深め、無事にねんりんピックが閉幕しました



11月9日(土)～12日(日)、『ねんりんピック紀の国わかやま 2019』が開催されました。9日、紀南文化会館では弓道・合気道交流大会合同開始式があり、10日から弓道・サッカー・合気道の3種目が行われました。また、健康づくり教室や特産品の売店、観光ツアーなどで参加者をもてなしました。

他にも、植芝盛平翁顕彰事業「植芝盛平翁の故郷を訪ねて」や第32回田辺農林水産業まつりが同期間中に開催されました。



11月3日(日)、中辺路町高原で『第28回熊野古道絵巻行列』が開催され、子供から大人まで参加して平安衣装の時代行列を作り、約1.5kmの距離を練り歩きました。



10月26日(土)・27日(日)、東部・万呂・新庄・ひがし公民館で秋の展示会が開催され、保育園児や小学生のほか、地域の方々が作った絵画などが展示されました。



笑顔が彩るまちのたより みんなの彩時記



11月14日(土)、紀南文化会館で闘雞神社創建千六百年記念「奉納落語公演」が開催されました。桂小文枝は「熊野詣」を披露、また市出身の桂三歩からも来演し、来場者は生の落語に聞き入りました。



11月17日(日)、田辺スポーツパークで市民参加の防災フェスティバル田辺が開催され、担架作成搬送や水バケツリレーなどを運動会形式で行い、防災意識やお互いに助け合う力を高めました。



11月3日(日)、下川下でふる里富里まつりが行われました。農産物や軽食などの販売、じゃんけん大会や富里くじのほか、とみさと交流館内では、富里サロン写真展や生花が展示されました。

